

社会福祉法の一部改正について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）が、令和 2 年 6 月 12 日に公布されました。

これに伴い、令和 3 年 4 月 1 日から改正社会福祉法が施行されます（附則に記載のあるものを除く）。

1 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、市町村が地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う事業が、創設されました。

2 改正社会福祉法の内容

(1) 地域福祉の推進に関する事項

地域福祉の推進は、「地域住民が主体」であることが明文化されました。

改正社会福祉法 抜粋

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(2) 地域福祉計画に関する事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。

改正社会福祉法 抜粋

（市町村地域福祉計画）

第 107 条第 1 項第 5 号 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(3) 重層的支援体制整備事業に関する事項

本人や世帯が有する複合的な課題（8050 問題など）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行う体制の構築に向けた事業が創設されました。